

はなやか関西～文化首都年～2012「人形浄瑠璃」実行委員会規約(案)

(名称)

第1条 本会は、「はなやか関西～文化首都年～2012『人形浄瑠璃』実行委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 委員会は、文化の集積を活かし、関西各地の地域資源を特定のテーマによって広域的に連携させ、平成24年度に関西を文化首都圏として発展させる取組「はなやか関西～文化首都年～2012」(テーマ「人形浄瑠璃」、以下「人形浄瑠璃事業」という。)について、テーマに沿った連携事業・情報発信・イベント等に関西が一丸となってい、関西に根付く「本物」の文化の継承・発展に向けて、ものづくり・まちづくり・人づくりの取組を推進することを目的とする。

ここでいう関西とは、近畿圏及び隣接県(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県、三重県、鳥取県、徳島県)の区域を指すものとする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 「関西のブランド力向上推進のための準備会」(以下、「準備会」という。)構成機関による人形浄瑠璃事業に選定された活動や事業(以下、「取組」という。)のプロモーション活動の実施、人形浄瑠璃事業に関する提言・提案、情報発信
- (2) 連携可能な取組のパッケージ化、実行委員会が実施する取組の企画及び実施
- (3) 人形浄瑠璃事業に係る事業推進のための調整、関係諸団体との連携・協力
- (4) その他、委員会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 委員会は、役員、委員及びオブザーバーをもって組織する。

- 2 役員は、委員会に委員長1名及びアドバイザー2名とし、別表1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員は、別表2に掲げる団体等の担当者とする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、その指名によりオブザーバーに委員会に参画させることができる。

(役員職務)

第5条 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

2 アドバイザーは、人形浄瑠璃事業に関する有識者として、委員会に対して助言を行う。

(役員及び委員の任期)

第6条 役員及び委員の任期は、委員会の解散の日までとする。

(会議)

第7条 委員会の会議（以下、「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立し、出席委員の過半数をもって議決する。
なお、可否同数のときは、委員長が決する。

3 会議の議長は委員長とする。

4 会議に出席できない委員は、書面又は代理人をもって表決に加わることができる。

5 前項の場合には、第2項の規定の適用については、出席したものとみなす。

(事務局)

第8条 委員会事業の遂行に必要な事務を行うため、大阪府中央区大手前1-5-4 4 大阪合同庁舎1号館 近畿圏広域地方計画推進室内に事務局を置く。

(作業部会)

第9条 委員会の目的を達するために必要な事項に検討するため、必要に応じて作業部会（ワーキンググループ）を置くことができる。

(解散)

第10条 委員会は第2条の目的を達成した後、事業報告をもって解散する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、本会の運営等に関して必要な事項は委員長が定める。

(附則)

1 この規約は、平成24年3月30日から施行する。

委員	京都市
委員	大阪市
委員	堺市
委員	神戸市
委員	公益社団法人 関西経済連合会
委員	社団法人 関西経済同友会
委員	大阪商工会議所
委員	京都商工会議所
委員	神戸商工会議所
委員	堺商工会議所
委員	関西広域機構
委員	農林水産省近畿農政局
委員	経済産業省近畿経済産業局
委員	国土交通省近畿運輸局
委員	環境省近畿地方環境事務所
委員	国土交通省近畿地方整備局